

消費者被害注意報

2024年 10月

No. 116

通信販売の「定期購入トラブル」

カウントダウンに惑わされないで！

悪質商法
ひっかからん藏

【事例】スマートフォンの広告で、美容パックが「初回お試し490円！」「特別価格終了まであと10分」という販売サイトを見て焦って注文したところ、4回まで解約不可の定期購入だった。販売業者に電話したが繋がらず、解約できない。

消費者トラブル防止のために

- カウントダウンは消費者を焦らせて購入に誘導する手口かもしれません。**まずは落ち着いて、広告内容、最終確認画面、特定商取引法に基づく表記など、すみずみまでをよく確認してから注文しましょう。**
- 電話が繋がらない場合は、解約できる期間内に何度も電話で解約を申し出ようとした証拠(電話の発信履歴など)を残し、解約できる期間を過ぎた場合でも、解約交渉してください。また、チャットやメールで解約できる場合もあるので解約方法をよくご確認ください。
- 通信販売はクーリング・オフできません。** 解約・返品したい場合は、あらかじめ広告に表示されている返品特約に従うことになります。
- ルール違反の広告や最終確認画面により、消費者が誤認して申込みをした契約は取り消せる可能性があります。困ったときは消費生活センターへご相談ください。

ルール違反の広告等の例

【販売サイト】

- 安い価格や美容の効果が強調され、契約内容が小さかったり離れていたりする。
- 何度もスクロールしないとサイト全体を見ることができない。



最終確認画面

- 契約内容や条件などの表示が小さい、何度もスクロールしないと確認できない。
- 「定期購入かどうか、2回目以降の代金、解約方法」が明確に表示されていない、または表示が目立たない。

最終確認画面



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く